

ほたるデイサービスセンター運営規程 (通所介護)

(事業の目的)

第1条 株式会社 ミユの会 が開設する ほたるデイサービスセンター（以下「事業所」という）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ほたるデイサービスセンター
- (2) 所在地 大分市大字寒田字矢羽田265番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 生活相談員及び介護職員と兼務）
管理者は、通所介護計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、指定通所介護の利用の申込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、生活指導その他の指定通所介護の提供に当たる。
- (3) 看護職員 1名以上（機能訓練指導員及び介護職員と兼務）
看護職員は、看護その他の指定通所介護等の提供に当たる。
- (4) 介護職員 6名以上
介護職員は、介護その他の指定通所介護の提供に当たる。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員及び介護職員と兼務）
機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の指定通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 8：00～17：00
- (3) サービス提供時間 8：30～16：45
- (4) その他の休日 なし

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は、40名とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする

- | | | |
|------------|------------|--------------|
| (1) 健康チェック | (2) 食事サービス | (3) 入浴サービス |
| (4) 生活指導 | (5) 日常動作訓練 | (6) レクリエーション |

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 1 食費 1食あたり594円 ※経管栄養の場合は消毒液代として1回につき100円とする。(経管栄養管理に必要な備品等は経管栄養となった際に実費とする。)
- 2 レクリエーション、クラブ活動 実費
- 3 複写物の交付 1枚につき20円
- 4 その他 実費 ※日常生活において通常必要となる経費であって、ご利用者負担が適当と認められるもの(ご利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)
- 5 おむつ代 実費
- 6 理美容費 実費
- 7 交通費 通常の事業の実施地域を超えて行う指定通所介護に要した交通費は、実費地域をこえてから概ね片道1kmごとに30円とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、大分市地域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

通所利用者は、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等の指導に従うように留意すること。

(苦情処理)

第11条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、提供したサービスについて利用者から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努め、これを理由としていかなる不利益な扱いもしないものとする。

(虐待防止)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条

(1) 緊急時における対応

通所介護従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を構ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(2) 事故発生時の対応について

- 1) 市町、利用者家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うなどの必要な措置を講じる。
- 2) 事故の原因を解明し再発防止のために、リスクマネジメント委員会の開催を随時実施する。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業者は、通所介護従業員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
- (2) 虐待防止に関する研修 年1回
 - 権利擁護に関する研修 年1回
 - 認知症介護に関する研修 年1回
 - 機能回復に関する研修 年1回
- (3) その他の研修 外部・内部研修

2 従業員は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社 ミユの会 と ほたる デイサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

- この規程は、平成22年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年12月18日に改定する。
- この規程は、平成23年 2月 4日に改定する。
- この規程は、平成24年 3月 1日に改定する。
- この規程は、平成24年 4月 1日に改定する。
- この規程は、平成24年10月 1日に改定する。
- この規程は、平成25年 4月 1日に改定する。
- この規程は、平成25年 6月 1日に改定する。
- この規程は、平成25年 8月 1日に改定する。
- この規程は、平成26年 3月 5日に改定する。
- この規程は、平成28年 4月 1日に改定する。
- この規程は、平成28年 8月 1日に改定する。
- この規程は、平成29年 3月15日に改定する。
- この規程は、平成29年 4月 1日に改定する。
- この規程は、平成29年 9月25日に改定する。
- この規程は、平成30年 4月 1日に改定する。
- この規程は、平成30年 5月 1日に改定する。
- この規程は、平成30年10月 1日に改定する。
- この規程は、令和 元年 5月 1日に改定する。
- この規程は、令和 2年 4月 1日に改定する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日に改定する。
- この規程は、令和 4年12月 1日に改定する。